

川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 本市における人権及び男女共同参画関連施策の総合的な推進を図るため、川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 人権及び男女共同参画関連施策の総合的な企画に関すること。
- (2) 人権及び男女共同参画関連施策の重要事項に関すること。
- (3) 人権及び男女共同参画関連施策の研究・協議に関すること。
- (4) その他連絡調整に関すること。

(組織)

第3条 連絡会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、副市長をもって充てる。
- 3 副会長は、市民文化局長をもって充てる。
- 4 委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(会長の職務)

第4条 会長は、会務を総理し、連絡会議を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 連絡会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 委員が出席できないときは、当該委員の指名する者が代理して出席することができる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、学識経験者等に出席を求め、その意見を聞くことができる。

(幹事会等)

第6条 連絡会議に、人権及び男女共同参画関連施策の実務的事項を研究・協議するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は、市民文化局人権・男女共同参画室長をもって充てる。
- 4 幹事は、別表第2に掲げる者をもって充てる。
- 5 幹事会は、円滑な運営を図るために、部会を設けることができる。

(庶務)

第7条 連絡会議の庶務は、市民文化局人権・男女共同参画室において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1

上下水道事業管理者
総務企画局長
財政局長
経済労働局長
環境局長
健康福祉局長
こども未来局長
まちづくり局長
建設緑政局長
港湾局長
臨海部国際戦略本部長
危機管理監
会計管理者
川崎区長
幸区長
中原区長
高津区長
宮前区長
多摩区長
麻生区長
交通局長
病院局長
消防局長
市民オンブズマン事務局長
教育次長
選挙管理委員会事務局長
監査事務局長
人事委員会事務局長
議会局長

別表第2

総務企画局シティプロモーション推進室担当課長
総務企画局都市政策部企画調整課長
総務企画局総務部庶務課長
総務企画局人事部人事課長
総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長
財政局財政部庶務課長
市民文化局パラムーブメント推進担当課長
市民文化局市民生活部庶務課長
市民文化局市民生活部多文化共生推進課長
市民文化局コミュニティ推進部市民活動推進課長
市民文化局コミュニティ推進部区政推進課長
市民文化局人権・男女共同参画室担当課長
経済労働局産業政策部庶務課長
経済労働局産業政策部消費者行政センター室長
経済労働局労働・人材支援部担当課長
環境局総務部庶務課長
健康福祉局総務部庶務課長
健康福祉局総務部企画課長
健康福祉局生活保護・自立支援室担当課長
健康福祉局地域包括ケア推進室担当課長
健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課長
健康福祉局障害保健福祉部障害計画課長
健康福祉局障害保健福祉部精神保健課長
健康福祉局保健医療政策部感染症対策課長
こども未来局総務部庶務課長
こども未来局青少年支援室担当課長
こども未来局児童家庭支援・虐待対策室担当課長
まちづくり局総務部庶務課長
まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課長
建設緑政局総務部庶務課長
港湾局港湾振興部庶務課長
臨海部国際戦略本部事業推進部担当課長
危機管理本部危機管理部担当課長
会計室審査課長
川崎区役所まちづくり推進部総務課長
幸区役所まちづくり推進部総務課長

中原区役所まちづくり推進部総務課長
高津区役所まちづくり推進部総務課長
宮前区役所まちづくり推進部総務課長
多摩区役所まちづくり推進部総務課長
麻生区役所まちづくり推進部総務課長
上下水道局総務部庶務課長
交通局企画管理部庶務課長
病院局総務部庶務課長
消防局総務部庶務課長
市民オンブズマン事務局人権オンブズパーソン担当課長
教育委員会事務局総務部庶務課長
教育委員会事務局教育政策室担当課長
教育委員会事務局職員部教職員人事課長
教育委員会事務局学校教育部指導課長
教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課長
教育委員会事務局総合教育センターカリキュラムセンター室長
選挙管理委員会事務局選挙部選挙課長
監査事務局行政監査課長
人事委員会事務局調査課長
議会局総務部庶務課長